



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

玉名横島海岸保全事業

堤防動態観測業務

積算書

(当初)

九州農政局
玉名横島海岸保全事業所

事業名	玉名横島海岸保全事業				
業務名	堤防動態観測業務				
業務別業務名: 堤防動態観測業務					
名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費～機械経費				7,675,000	
・直接人件費～機械経費	1.000	式		7,675,000	
・・堤防動態観測	1.000	式		6,323,000	
・・・未広工区	1.000	式	570,000	570,000	1式当たり
T00001 堤防動態観測	11.100	km	51,314	569,585	歩A・単A T単 1号
合 計				569,585	
・・・菊池工区 1	1.000	式	1,149,000	1,149,000	1式当たり
T00001 堤防動態観測	22.400	km	51,314	1,149,434	歩A・単A T単 1号
合 計				1,149,434	
・・・菊池工区 2	1.000	式	1,232,000	1,232,000	1式当たり
T00001 堤防動態観測	24.000	km	51,314	1,231,536	歩A・単A T単 1号
合 計				1,231,536	
・・・横島漁港工区	1.000	式	667,000	667,000	1式当たり
T00001 堤防動態観測	13.000	km	51,314	667,082	歩A・単A T単 1号
合 計				667,082	
・・・第二工区 1	1.000	式	1,088,000	1,088,000	1式当たり
T00001 堤防動態観測	21.200	km	51,314	1,087,857	歩A・単A T単 1号
合 計				1,087,857	
・・・第二工区 2	1.000	式	965,000	965,000	1式当たり
T00001 堤防動態観測	18.800	km	51,314	964,703	歩A・単A T単 1号
合 計				964,703	
・・・大豊工区	1.000	式	652,000	652,000	1式当たり
T00001 堤防動態観測	12.700	km	51,314	651,688	歩A・単A T単 1号
合 計				651,688	
・・打合せ・現地作業	1.000	式		1,352,000	
・・・打合せ 着手前・中間・最終	1.000	式	251,000	251,000	1式当たり
S63014 打合せ(測量業務基準日額) 着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.26日	2.000	回	86,412	172,824	歩A・単A S単 6号
S63014 打合せ(測量業務基準日額) 中間,1.00人,0.00人,1.00人,0.5日,0.26日	1.000	回	77,748	77,748	歩A・単A S単 7号
合 計				250,572	
・・・現地作業(移動日基準日額)	1.000	式	1,101,000	1,101,000	1式当たり
S02115 測量技師	6.500	人	52,700	342,550	歩A・単A S単 2号
S02115 測量技師補	6.500	人	41,300	268,450	歩A・単A S単 3号
S02115 測量助手	13.000	人	37,700	490,100	歩A・単A S単 4号
合 計				1,101,100	

事業名	玉名横島海岸保全事業
業務名	堤防動態観測業務

業務別業務名: 堤防動態観測業務

コード	名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
S02115	*** S単 - 1号 *** 測量主任技師 測量主任技師		人	61,000		歩A・単A
S02115	*** S単 - 2号 *** 測量技師 測量技師		人	52,700		歩A・単A
S02115	*** S単 - 3号 *** 測量技師補 測量技師補		人	41,300		歩A・単A
S02115	*** S単 - 4号 *** 測量助手 測量助手		人	37,700		歩A・単A
S63012	*** S単 - 5号 *** 打合せ(測量旅費・交通費) 打合せ(測量旅費・交通費) 中間,0.50日,0.26日,通勤により打合せ,ライトバン,1日,2時間		回	2,395		歩A・単A
S63014	*** S単 - 6号 *** 打合せ(測量業務基準日額) 打合せ(測量業務基準日額) 着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.26日		回	86,412		歩A・単A
S63014	*** S単 - 7号 *** 打合せ(測量業務基準日額) 打合せ(測量業務基準日額) 中間,1.00人,0.00人,1.00人,0.5日,0.26日		回	77,748		歩A・単A
S63023	*** S単 - 8号 *** 電子納品版業務報告書作成 電子納品版業務報告書作成 1,A - 4,500,5cm,0		式	7,341		歩A・単A
S63032	*** S単 - 9号 *** 打合せ(測量旅費・交通費) 打合せ(測量旅費・交通費) 着手前・最終,通勤により打合せ,ライトバン,1日,2時間		回	2,395		歩A・単A
X63002	*** X単 - 1号 *** 精度管理費集計 精度管理費集計		式	0		歩A・単A
T00001	*** T単 - 1号 *** 堤防動態観測		km	51,314		歩A・単A
C00001	*** C単 - 1号 *** 機械経費(動態観測)		%	2,407		歩A・単A
C00002	*** C単 - 2号 *** 通信運搬費(動態観測)		%	2,407		歩A・単A

事業名	玉名横島海岸保全事業
業務名	堤防動態観測業務

業務別業務名: 堤防動態観測業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単 - 1号 ***						
S02115	測量主任技師		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量主任技師			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04022 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04022	測量主任技師	1.000	人	61,000	61,000	
	合計				61,000	算出数量 1.000 人
	単価				61,000	
*** S単 - 2号 ***						
S02115	測量技師		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量技師			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04023 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04023	測量技師	1.000	人	52,700	52,700	
	合計				52,700	算出数量 1.000 人
	単価				52,700	
*** S単 - 3号 ***						
S02115	測量技師補		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量技師補			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04024 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04024	測量技師補	1.000	人	41,300	41,300	
	合計				41,300	算出数量 1.000 人
	単価				41,300	
*** S単 - 4号 ***						
S02115	測量助手		人		1,000	歩A 当たり算出
	測量助手			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04025 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04025	測量助手	1.000	人	37,700	37,700	
	合計				37,700	算出数量 1.000 人
	単価				37,700	
*** S単 - 5号 ***						
S63012	打合せ(測量旅費・交通費)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ(測量旅費・交通費) 中間,0.50日,0.26日,通勤により打合せ,ライトバン,1日,2時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)打合せ内容 2)測量主任技師配置人員 3)測量技師配置人員 4)測量技師補配置人員	中間 1人 0人 1人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	5)打合せ日数 6)往復移動日数 7)宿泊区分 8)交通機関区分	0.50日 0.26日 通勤により打合せ ライトバン				

事業名	玉名横島海岸保全事業
業務名	堤防動態観測業務

業務別業務名: 堤防動態観測業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	9) 高速道路往復料金 (税別)	0円				
	10) 鉄道往復 1 人当料金 (税別)	0円				
	11) バス往復 1 人当料金 (税別)	0円				
	12) 船舶往復 1 人当料金 (税別)	0円				
	13) 航空往復 1 人当料金 (税別)	0円				
	14) ライトバン使用日数	1日				
	15) 時間区分	2時間				
	16) 宿泊料金 1 人当料金 (税別)	0円				
	17) 宿泊手当 1 人当料金 (税別)	0円				
M28121	バイク [ガソリンエンジン 二輪駆動] 乗車定員 5 名 排気量 1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン J I S 2 号 レギュラースタンド	5.400	L	138	745	
	合計				2,395	算出数量 1.000 回
	単価		回		2,395	
Y70013	安全費往復経費				0	
	*** S 単 - 6 号 ***					
S63014	打合せ (測量業務基準日額)		回		1,000	歩 A 当たり算出
	打合せ (測量業務基準日額) 着手前・最終, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.5日, 0.26日					時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0 制約作業時間: 0.0 冬季補正: なし 豪雪補正: なし 亜熱帯補正: なし 基本給時間: 8.0 超勤時間: 0.0
	1) 打合せ	着手前・最終				
	2) 測量主任技師人数	1.00人				
	3) 測量技師人数	1.00人				
	4) 測量技師補人数	0.00人				
	5) 打合せ日数	0.500日				
	6) 往復移動日数	0.260日				
R04022	測量主任技師	0.760	人	61,000	46,360	
R04023	測量技師	0.760	人	52,700	40,052	
	合計				86,412	算出数量 1.000 回
	単価		回		86,412	
	*** S 単 - 7 号 ***					
S63014	打合せ (測量業務基準日額)		回		1,000	歩 A 当たり算出
	打合せ (測量業務基準日額) 中間, 1.00人, 0.00人, 1.00人, 0.5日, 0.26日					時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0 制約作業時間: 0.0 冬季補正: なし 豪雪補正: なし 亜熱帯補正: なし 基本給時間: 8.0 超勤時間: 0.0
	1) 打合せ	中間				
	2) 測量主任技師人数	1.00人				
	3) 測量技師人数	0.00人				
	4) 測量技師補人数	1.00人				
	5) 打合せ日数	0.500日				
	6) 往復移動日数	0.260日				
R04022	測量主任技師	0.760	人	61,000	46,360	
R04024	測量技師補	0.760	人	41,300	31,388	
	合計				77,748	算出数量 1.000 回
	単価		回		77,748	
	*** S 単 - 8 号 ***					
S63023	電子納品版業務報告書作成		式		1,000	歩 A 当たり算出
	電子納品版業務報告書作成 1, A - 4, 500, 5cm, 0					時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0 制約作業時間: 0.0 冬季補正: なし 豪雪補正: なし 亜熱帯補正: なし 基本給時間: 8.0 超勤時間: 0.0
	1) 報告書部数 (部)	1.000				
	2) 規格区分	A - 4				
	3) 枚数区分 (枚)	500				
	4) 厚さ区分	5cm				
	5) CD-R 枚数 (枚)	0.000				
P43422	報告書焼付代 (コピ -) A - 4 以下 5 0 0 枚	1.000	部	6,750	6,750	
P43542	簡易加除式ファイル A 4 縦型幅 5cm (チューブ・パイプファイル)	1.000	冊	591	591	
P43602	C D - R C D - R (記録面色素フタロシアニン) 7 0 0 MB	0.000	枚	47	0	
	合計				7,341	算出数量 1.000 式

事業名	玉名横島海岸保全事業
業務名	堤防動態観測業務

業務別業務名: 堤防動態観測業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	単 価		式		7,341	
	*** S単 - 9号 ***					
S63032	打合せ(測量旅費・交通費)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ(測量旅費・交通費) 着手前・最終,通勤により打合せ,ライトバン,1日,2時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)打合せ内容	着手前・最終		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)測量主任技師配置人員	1人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)測量技師配置人員	1人		深夜時間:0.0		
	4)測量技師補配置人員	0人				
	5)宿泊区分	通勤により打合せ				
	6)交通機関区分	ライトバン				
	7)高速道路往復料金(税別)	0円				
	8)鉄道往復1人当料金(税別)	0円				
	9)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	10)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	11)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	12)ライトバン使用日数	1日				
	13)時間区分	2時間				
	14)宿泊料金1式当料金(税別)	0円				
	15)宿泊手当1式当料金(税別)	0円				
	16)落札率	0.000000				
M28121	ライトバン[カワサジエン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.400	L	138	745	
	合 計				2,395	算出数量 1,000 回
	単 価		回		2,395	
Y70013	安全費往復経費				0	

令和8年度玉名横島海岸保全事業
堤防動態観測業務

特別仕様書

九州農政局玉名横島海岸保全事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 令和8年度玉名横島海岸保全事業堤防動態観測業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 この業務は、玉名横島海岸保全事業により造成した堤防の動態観測を行うものである。

(場所)

第1-3条 業務位置は、熊本県玉名市大浜町、横島町共栄・横島地内で別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条 本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。

(1) 堤防動態観測

- 1) 末広工区 L=0.93km
- 2) 菊池工区1 L=1.87km
- 3) 菊池工区2 L=2.00km
- 4) 横島漁港工区 L=1.08km
- 5) 第二工区1 L=1.77km
- 6) 第二工区2 L=1.57km
- 7) 大豊工区 L=1.06km

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 測量作業規程第51条(レベル等による水準測量作業計画)については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。
- (2) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。
- (3) 堤防動態観測の一部区間においては、工事実施予定となっていることから、現地作業にあたっては事前に監督職員と調整するものとする。

(配置技術者の確認)

第1-6条 共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-7条 受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2-1条 測量作業の基本条件は、次のとおりである。

本測量の基準となる既知点は、別添位置図のとおりである。

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、次表のとおりである。

番号	分類	貸与資料	数量	備考
①	業務報告書	令和2年度 玉名横島海岸保全事業 堤防動態観測業務	1部	
②	業務報告書	令和3年度 玉名横島海岸保全事業 堤防動態観測業務	1部	
③	業務報告書	令和4年度 玉名横島海岸保全事業 堤防動態観測業務	1部	
④	業務報告書	令和5年度 玉名横島海岸保全事業 堤防動態観測業務	1部	
⑤	業務報告書	令和6年度 玉名横島海岸保全事業 堤防動態観測業務	1部	
⑥	業務報告書	令和7年度 玉名横島海岸保全事業 堤防動態測量業務	1部	

貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合を除き最終打合せ時に一括して返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 作業における作業項目及び数量は、次表のとおりとする。

なお、測量作業規程第49条に規定する方式の選択については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

作業項目	区間長	数量・内容	備考
堤防動態観測	末広工区 L=0.93km	観測回数：1回/月 0.93km×12回 = 11.1km 3級水準測量に準ずる。	パラペット 19点 堤防道路肩 16点 排水路天端 16点

	菊池工区 1 L=1.87km	基 1～基 4	観測回数：1 回/月 1.87km×12 回 = 22.4km 3 級水準測量に準ずる。	パラペット 19 点 堤防道路肩 18 点 沈下板（道路肩 1 点） 沈下板（法尻 3 点）
	菊池工区 2 L=2.00km		観測回数：1 回/月 2.00km×12 回 = 24.0km 3 級水準測量に準ずる。	パラペット 21 点 堤防道路肩 20 点 沈下板（道路肩 7 点） 沈下板（法尻 6 点）
	横島漁港工区 L=1.08km		観測回数：1 回/月 1.08km×12 回 = 13.0km 3 級水準測量に準ずる。	パラペット 15 点 沈下板（道路肩 6 点） 沈下板（法尻 5 点）
	第二工区 1 L=1.77km	基 4～基 6	観測回数：1 回/月 1.77km×12 回 = 21.2km 3 級水準測量に準ずる。	パラペット 18 点 堤防道路肩 4 点 沈下板（道路肩 13 点） 沈下板（法尻 14 点）
	第二工区 2 L=1.57km 基 6～基 7		観測回数：1 回/月 1.57km×12 回 = 18.8km 3 級水準測量に準ずる。	パラペット 14 点 沈下板（道路肩 18 点） 沈下板（法尻 14 点）
	大豊工区 L=1.06km 基-7～基-8		観測回数：1 回/月 1.06km×12 回 = 12.7km 3 級水準測量に準ずる。	パラペット 12 点 堤防道路肩 6 点 沈下板（道路肩 3 点） 沈下板（法尻 4 点）

（作業の留意点）

第 3－2 条 測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）測量の観測時間については、堤防に潮位の影響が少ない干潮時を原則とする。
- （2）動態観測の結果については、毎月、監督職員へ報告するものとする。
- （3）動態観測にて、異常値が確認された場合は速やかに監督職員へ報告するものとする。
- （4）観測データのとりまとめについては、監督職員と協議するものとする。

（管理技術者）

第 3－3 条 管理技術者は、次のとおりとする。

- （1）共通仕様書第 7 条によるものとし、測量士でなければならない。
- （2）予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 測量作業着手前の段階

第2回 中間打合せ（堤防動態観測中間報告）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5-1条 成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （1）成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
- （2）成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県玉名市横島町横島2081

九州農政局玉名横島海岸保全事業所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第2-1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合
- （2）第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （3）第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- （4）第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （5）履行期間の変更が生じた場合
- （6）関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- （7）その他

（業務スライドの試行）

第6-2条

- （1）本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計

課長通知) (URL 「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」) に基づく試行業務である。

- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づき業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

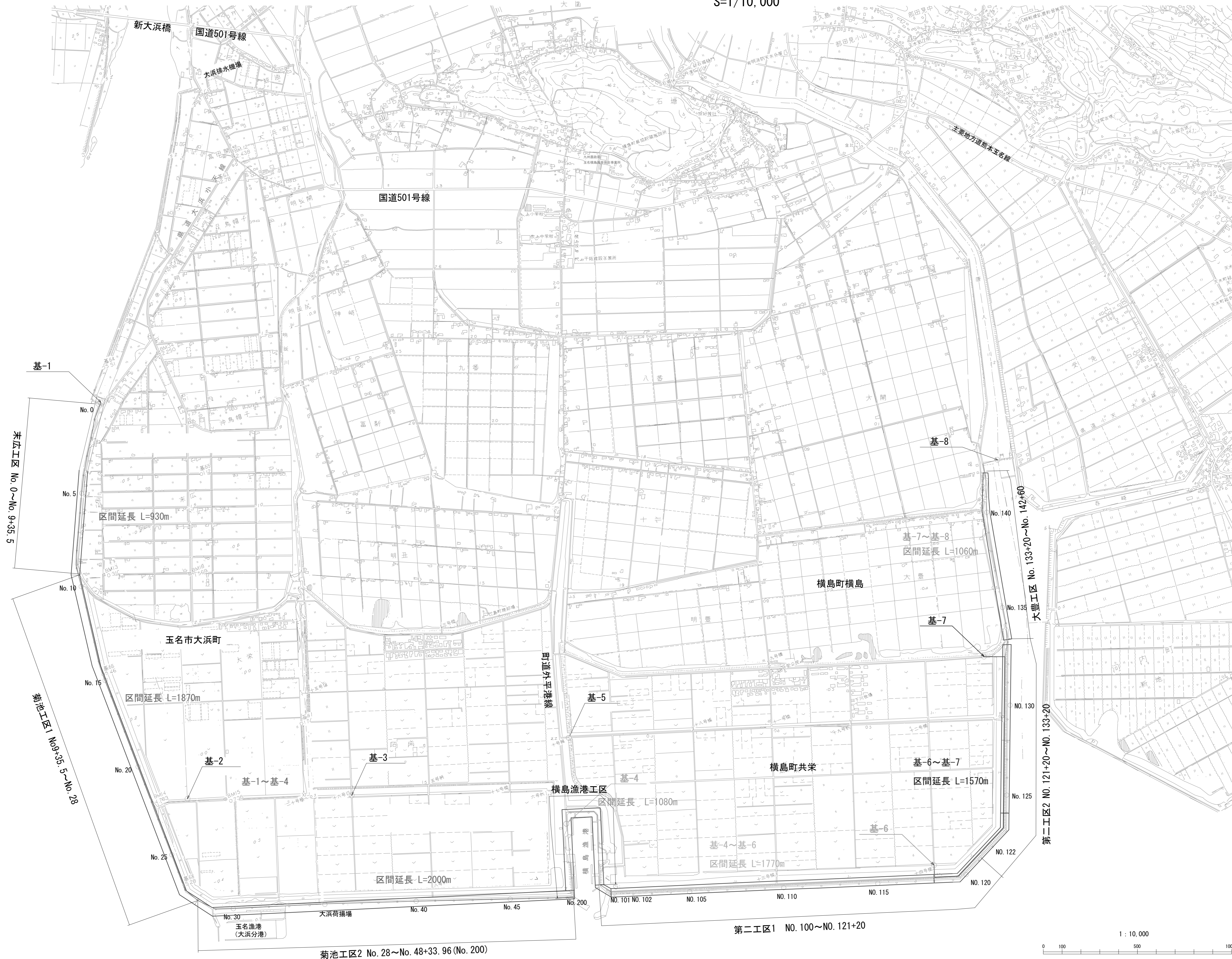
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

位置図

S=1/10,000



基準点成果一覧表 (R5成果 世界測地系)

測点名	X	Y	標高(世)	標高(旧)
基-1	-13,555.539	-44,245.394	+ 5.274	+ 5.174
基-2	-15,694.198	-44,489.474	- 0.127	- 0.227
基-3	-15,963.152	-43,648.964	+ 1.324	+ 1.224
基-4	-16,472.371	-42,612.774	+ 6.361	+ 6.261
基-5	-16,043.798	-42,448.918	+ 1.335	+ 1.235
基-6	-17,310.159	-40,830.866	+ 0.433	+ 0.333
基-7	-16,344.334	-40,187.381	+ 5.700	+ 5.600
基-8	-15,382.165	-39,832.841	+ 6.454	+ 6.354

業務名	令和8年度玉名横島海岸保全事業 堤防動態観測業務		
図面名	位置図		
年月日			
縮尺	1/10,000	図面番号	1
会社名			
事業所名	九州農政局 玉名横島海岸保全事業所		

